

①証明請求書

②手数料

③本人確認書類

④返信用封筒

※本籍が文京区の場合

証明請求書

- ・本籍【住所】
- ・筆頭者【世帯主】
- ・必要とする証明
- ・必要な通数
- ・使いみち
- ・筆頭者【世帯主】との関係
- ・請求者住所
- ・請求者氏名
- ・昼間の連絡先(電話)

定額小為替
¥〇〇〇

〔発行から6ヶ月以内のもの〕

または

¥現金

〔現金の場合は現金書留で発送ください〕

または

オンライン決済

〔事前申請が必要となります(詳細はHP本文にて)〕

運転免許証等
コピー

または

年金手帳等コピー

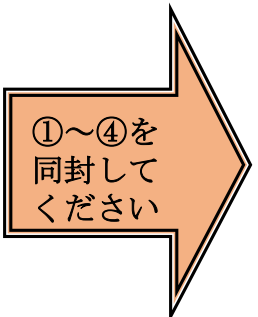
国民健康保険等の
資格確認書
コピー

〔※現住所の記載があるもの
※有効期限内のものに限り〕

切手 郵便番号

現住所
お名前

〔返送先は請求者の現住所に限り〕



切手 〒112-8555

文京区春日1-16-21

文京区役所
戸籍住民課証明係
郵送担当

〔手数料が現金の場合は現金書留で発送ください〕

郵便請求の場合、郵便の配達日数と役所の処理日数が必要ですので、余裕をもって請求してください。
(通常1週間から10日程度かかります。)

〔【】は住民票の場合〕

注)1 代理の方からの請求には委任状が必要です。
(ご関係により委任状が不要な場合もありますので、お問い合わせください。)
なお、身分証明書については、本人以外からの請求(同居者であっても)の場合には、委任状が必要になります。
委任状の作成では、自署をお願いいたします。

注)2 除籍等を請求する場合
文京区(旧小石川区・旧本郷区)の本籍・筆頭者(戸主)・該当者がわかる戸籍謄本等の資料がありましたら、コピーを添付ください。
なお、文京区では、旧本郷区の除籍・改製原戸籍について、戸籍等が焼失した告知書(証明書)となる場合があります。